

平成30年度府中市障害者等地域自立支援協議会
相談支援部会中間報告

平成30年10月9日

1 部会員氏名

	氏名	所属
1	鈴木 卓郎 (部会長)	地域生活支援センタープラザ
2	原 郷史 (副部会長)	地域生活支援センターふらっと
3	犬飼 知子	NPO法人ポップシップ
4	平良 圭嗣	有限会社やすらぎ やすらぎ
5	椛島 剛之	障害者当事者
6	河井 文	府中市肢体不自由児者父母の会
7	栗山 恵久子	府中市手をつなぐ親の会
8	野村 忠良	府中市精神障害者を守る家族会
9	古寺 久仁子	東京都立多摩療育園
10	山科 美絵	多摩府中保健所

2 平成30年度の相談支援部会の検討テーマ

府中市に基幹相談支援センターを設置することを想定して、具体的に必要な機能、運営体制の検討を行う。

府中市における基幹相談支援センターは、①どのような機能を持つべきか、②どのような運営形態で設置されるべきか、以上2点を主に議論した。議論の際には、「府中市がこれまでに行ってきた障害者相談支援の体制をふまえて、現状の府中市における課題に即したかたちで基幹相談支援センターを設置する」という視点を取り入れて検討を行った。

3 部会の経過報告

○第1回部会：平成30年5月28日（月）10：00～11：30

出席：部会員7名、事務局3名

平成30年3月2日に実施された国分寺市障害者基幹相談支援センターの視察についての報告が行われた。国分寺市は委託形式で基幹相談支援センターを運営しているため、次回は自治体直営で運営されている基幹センターの視察を行うことにした。

◎調布市基幹相談支援センター視察会：平成30年6月14日（木）14：00～15：00

参加：部会員6名、事務局6名

調布市健康部障害福祉課内に設置されている基幹相談支援センターの視察を実施した。調布市では、基幹センターの役割は市が直接担うべきとの認識が当初よりあり、設置にあたっては委託という選択肢は検討されなかった。基幹センター単独の業務という枠組みはほとんどなく、市のケースワーカーたちが基幹センターの業務を担っているため、障害福祉課のケースワーカー全体の相談能力の強化、専門性の向上が目指されている。

○第2回部会：平成30年8月2日（木）10：00～11：30

出席：部会員7名、事務局3名

調布市基幹相談支援センターの視察について報告が行われた。2ヶ所の視察を終え、基幹センターを直営と委託それぞれの形態で運営する場合のメリット・デメリットを整理した。今後府中市に設置する際は、今まで府中市が行ってきた相談支援の形態をふまえて基幹センターの機能と運営形態を決めることが必要ということを確認した。

○第3回部会：平成30年9月20日（木）10：00～11：40

出席：部会員8名、事務局2名、オブザーバー2名（み～な桑田氏、あけぼの高橋氏）

これまでの視察と部会での議論をふまえ、現時点での府中市における基幹相談支援センター設置に必要な点を整理した（以下を参照）。オブザーバーとして、地域生活支援センターみ～なの桑田氏、地域生活支援センターあけぼの高橋氏にも議論に参加していただいた。

4 相談支援部会としての「府中市基幹相談支援センターに必要な機能・運営」の中間まとめ

まず、府中市に基幹相談支援センターを設置する場合、センターの機能の大項目として、①総合相談の機能、②ネットワーク作り・人材育成の機能、③権利擁護・虐待防止の機能、以上3つが必須であると考えられる。さらに、4つ目の機能として「他の相談機関が閉まっている夜間・休日の緊急対応」を担うことが必要かどうか、さらに検討を行う。

① 総合相談の機能について

府中市には4ヶ所の地域生活支援センター（あけぼの、み～な、プラザ、ふらっと）があり、市の障害者福祉課と連携しながら市民の窓口相談的な役割と専門的な相談支援を担っている。そのため、基幹センターは、市民の直接的な相談窓口が新たに1ヶ所設置されるというよりも、既存の相談支援機関を統括する「相談機関の相談先」という位置づけで相談機能を持つことが望ましいのではないかと。

既存の相談支援機関だけでは対応しきれない部分の支援について、基幹センターが設置されることで今までよりもスムーズに市民の相談ニーズに応じられる相談支援体制が府中市全体に築かれることが目指されるべきである。

たとえば、民間事業者への委託によって運営されている現行の4ヶ所の地域生活支援センターでは、本人や家族の意向が不明のまま、近隣住民や関係機関等からの相談に応じて訪問等の直接的な個別支援を開始するということが十分できていない。本人・家族の意向や生活状況の詳細が不明なまま周囲から相談がよせられる「支援困難ケース」を把握し、いち早く対応を開始する機能を基幹センターが持つことで、既存の相談機関に支援困難な方をつなげる可能性が高まると考えられる。

府中市の基幹センターがこのような相談機能を担うならば、その運営は市が直営で行うほうが有効であると考えられる。

② ネットワーク作り・人材育成の機能について

現在、府中市で実施されている特定相談支援事業所連絡会でのグループワークや、精神保健福祉事例検討会等を基幹センターが「人材育成」の機能としてより効果的に組織し、相談支援の人材育成を図ることが必要と考えられる。市が行っている上記の活動は、現在は障害者福祉課のケ

ケースワーカーと保健師が分担して担当している。基幹センターがそれらの業務を担い、年間を通して計画的な研修スケジュールと組むことで全体的なスキルアップにつながるのではないかと。基幹センターは、地域移行支援・地域定着支援に携わる人材育成も行うことが必要である。

また、基幹センターのスタッフはネットワーク作りのために市内の様々な会議に出席することが必要とされる。自立支援協議会の事務局等を基幹センターで担うかどうかはさらに検討が必要である。

③ 権利擁護・虐待防止の機能について

基幹センターは、権利擁護と虐待防止にかんする相談に対して、緊急を要する場合に早急に取り組むことができる体制を取ることが必要である。現在、府中市の障害者虐待防止センターは障害者福祉課内に設置されているが、基幹センターが設置され24時間の相談対応が可能となればより緊急性の高い事案にも対応が可能となる。また、障害者差別解消法への対応として、障害者差別にかかわる紛争解決の窓口機能も基幹センターが担うことが必要とされるかもしれない。

相談支援部会としては、上記3つの機能を主として府中市に基幹相談支援センターを設置する場合には、市が直営で運営する形態の方が有効であると現時点では考えている。市の直営で基幹センターを運営する場合でも、やり方はひとつではない。調布市のようにケースワーカーの仕事が基幹センターの機能と重なっている方法もあるが、基幹センターの機能を専属に担う部署を障害者福祉課内に新設する方法もある（あるいは、市役所外の場所に直営の基幹センターを設置する）。

5 今後の相談支援部会の活動予定

平成30年10月29日（月）に三鷹市基幹相談支援センターを視察する予定。三鷹市の基幹センターは、市直営で専属の体制を取っている。

視察後、11月13日（火）に第4回相談支援部会を開催する。

以上